

ID: 51

担当部署: 民生部 市民課

処分の概要	印鑑の登録
例規名 根拠条項	十和田市印鑑の登録及び証明に関する条例 第5条第1項
例規番号	平成17年条例第15号
<p>【基準】</p> <p>第2条、第3条及び第5条の規定による。 (印鑑の登録資格者)</p> <p>第2条 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)の規定により市が備える住民基本台帳に記録されている者は、印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) 15歳未満の者</p> <p>(2) 意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除く。)</p> <p>(登録印鑑)</p> <p>第3条 登録を受けることができる印鑑は、1人につき1個とする。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する印鑑は、当該印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)若しくは通称(令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2) 職業、資格その他氏名、旧氏又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの</p> <p>(4) 印影の大きさが1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は1辺の長さ25ミリメートルの正方形に収まらないもの</p> <p>(5) 印影を鮮明に表しにくいもの</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、登録を受けようとする印鑑として適当でないもの</p> <p>3 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>(印鑑の登録)</p> <p>第5条 市長は、前条の規定により印鑑の登録の申請があったときは、当該申請を自らなした場合にあつては本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであること、当該申請を代理人によってなした場合にあつては、当該申請が本人の意思に基づくものであることの確認をするほか、印鑑登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査した上、登録しなければならない。</p> <p>2 前項の確認は、郵便等による発送その他市長が適当と認める方法により当該登録申請者に文書で照会し、その照会に対する回答書及び市長が適当と認める書類を市長が定める期日までに登録申請者に持参させることによって行わなければならない。</p> <p>3 市長は、登録申請者が自ら印鑑の登録申請をした場合において、次に掲げる文書のいずれかの提示によって当該登録申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくも</p>	

のであることを確認したときは、前項の方法による確認を省略することができる。

- (1) 官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書であって、本人の写真を貼付したもの
- (2) 市において既に印鑑の登録を受けている者により登録申請者が本人に相違ないことを保証された書面

標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 52

担当部署: 民生部 市民課

処分の概要	印鑑登録証の再交付		
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市印鑑の登録及び証明に関する条例 第8条第1項		
例 規 番 号	平成17年条例第15号		
<p>【基準】</p> <p>第8条の規定による。 (印鑑登録証の再交付)</p> <p>第8条 印鑑の登録を受けている者(以下「印鑑登録者」という。)は、印鑑登録証が著しく汚染し、又はき損したときは、市長に当該印鑑登録証を添えて、印鑑登録証の再交付を申請することができる。</p> <p>2 前項の規定により印鑑登録証を再交付する場合には、前条第1項の規定を準用する。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 53

担当部署: 民生部 市民課

処分の概要	印鑑登録証明書の交付		
例規名 根拠条項	十和田市印鑑の登録及び証明に関する条例 第11条		
例規番号	平成17年条例第15号		
【基準】			
<p>第11条の規定による。 (印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第11条 市長は、前条の規定による申請があったときは、印鑑登録原票に登録されている印影の写し(印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録し、これをプリンターにより打ち出したものを含む。)に、次に掲げる事項を記載した印鑑登録証明書を交付するものとする。</p> <p>(1) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記録がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記録がされている場合にあっては氏名及び当該通称)</p> <p>(2) 出生の年月日</p> <p>(3) 男女の別</p> <p>(4) 住所</p> <p>(5) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けている場合にあっては、当該氏名の片仮名表記</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 54

担当部署: 民生部 市民課

処分の概要	印鑑登録の廃止		
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市印鑑の登録及び証明に関する条例 第12条第1項及び第2項		
例 規 番 号	平成17年条例第15号		
<p>【基準】</p> <p>第12条の規定による。 (印鑑登録の廃止)</p> <p>第12条 印鑑登録者は、当該印鑑の登録を廃止しようとするときは、印鑑登録証を添えて市長に申請しなければならない。</p> <p>2 印鑑登録者は、当該登録された印鑑を亡失したときは、市長に印鑑登録証を添えて、直ちに当該印鑑の登録の廃止を申請しなければならない。</p> <p>3 前2項の規定による印鑑登録の廃止の申請があったときは、第9条第2項の規定を準用する。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 56

担当部署: 民生部 市民課

処分の概要	認可地縁団体印鑑の登録
例規名 根拠条項	十和田市認可地縁団体印鑑登録証明条例 第5条第1項
例規番号	平成17年条例第16号
<p>【基準】</p> <p>第2条、第3条及び第5条の規定による。 (登録資格)</p> <p>第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者とする。 ただし、次の各号のいずれかに掲げる者が選任されているときは、代表者に代え、当該各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 民事保全法(平成元年法律第91号)第56条に規定する職務を代行する者 (2) 法第260条の9に規定する仮代表者 (3) 法第260条の10に規定する特別代理人 (4) 法第260条の24又は第260条の25に規定する清算人 (登録印鑑の制限)</p> <p>第3条 登録できる認可地縁団体印鑑の数量は、1個とする。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する認可地縁団体印鑑は、登録することができない。</p> <p>(1) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの (2) 印影の大きさが1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は1辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの (3) 印影を鮮明に表しにくいもの (4) 前3号に掲げるもののほか、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑として適当でないもの (認可地縁団体印鑑の登録)</p> <p>第5条 市長は、前条の申請があったときは、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。)第21条第2項の規定に基づき作成された台帳(以下「認可地縁団体登録台帳」という。)の記載事項並びに十和田市印鑑の登録及び証明に関する条例(平成17年十和田市条例第15号)の規定による個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合するほか、前条の申請書に記載されている事項について審査し、登録するものとする。</p> <p>2 認可地縁団体印鑑の登録は、認可地縁団体印鑑登録原票に次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1) 印影 (2) 登録番号 (3) 登録年月日 (4) 認可地縁団体の名称 (5) 認可地縁団体の主たる事務所の所在地 (6) 認可地縁団体の認可年月日 (7) 第2条に規定する登録資格 (8) 第2条に規定する登録資格を有する者(以下「代表者等」という。)の氏名 (9) 代表者等の生年月日</p>	

(10) 代表者等の住所

標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 57

担当部署: 民生部 市民課

処分の概要	認可地縁団体印鑑の廃止		
例規名 根拠条項	十和田市認可地縁団体印鑑登録証明条例 第6条及び第7条		
例規番号	平成17年条例第16号		
<p>【基準】</p> <p>第6条及び第7条の規定による。 (認可地縁団体印鑑の廃止)</p> <p>第6条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者(以下「被登録者」という。)は、認可地縁団体印鑑の登録を廃止しようとするときは、その旨を市長に申請しなければならない。 (認可地縁団体印鑑の亡失)</p> <p>第7条 被登録者は、登録している認可地縁団体印鑑を亡失したときは、直ちに市長に対し、認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請しなければならない。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 59

担当部署: 民生部 市民課

処分の概要	認可地縁団体印鑑登録証明書の交付		
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市認可地縁団体印鑑登録証明条例 第11条第2項		
例 規 番 号	平成17年条例第16号		
<p>【基準】</p> <p>第11条の規定による。 (認可地縁団体印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第11条 被登録者は、認可地縁団体印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、登録している認可地縁団体印鑑を自ら持参し、市長に申請しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請があったときは、認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項及び認可地縁団体印鑑登録台帳の記載事項に基づき審査するとともに、当該申請書の印影と認可地縁団体印鑑登録原票に登録された印影の照合を行い、当該申請が適正であることを確認し、当該申請者に認可地縁団体印鑑登録証明書を交付するものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日